

## 特約店契約

東京都弁護士協同組合（以下、「甲」という。）と《①特約店名》（以下、「乙」という。）は、乙が甲の組合員及びその職員並びにこれらの者の家族（以下、これらを合わせて「組合員等」という。）に対し、甲の特約店として乙が取り扱う商品の販売、役務又は施設の提供を行うことに関して、本日、以下のとおり契約する。

### 第1条（目的）

乙は、甲の特約店としての品位の保持に努めるとともに、組合員等に対し、誠実、良質な商品の販売又は役務もしくは施設の提供（以下、これらを合わせて「販売等」という。）を行うものとする。

### 第2条（組合員等に対する優待条件）

1. 甲と乙は、本契約にもとづき乙が組合員等に対して付与する販売等における優待条件の内容は、乙が甲に提出した特約店申請書（以下、「申請書」という。）記載のとおりであることを確認する。
2. 乙が申請書記載の販売等及びその優待条件を変更するときは、甲に対し、甲所定の書面をもって届け出て、甲の承認を得なければならない。
3. 乙は、乙の契約当事者乃至契約当事者になろうとする者が、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会のいずれかに所属する弁護士であることを知ったときは、遅滞なく甲の特約店である旨を告知しなければならない。

### 第3条（新規登録料の納付）

1. 乙は、甲の特約店として新規に登録するための費用として、金10万円（税別）を本契約締結後30日以内に甲の指定する口座に納付する。納付に要する振込手数料等はすべて乙が負担する。
2. 本契約が解消された場合、事由の如何を問わず甲は受領済みの登録料を返還しない。

### 第4条（年間広告宣伝費の納付（年会費））

1. 乙は、甲に対し本契約期間中、年間広告宣伝費（年会費）として金3万円（税別）を、毎年4月末日までに甲の指定口座に納付する。納付に要する振込手数料等はすべて乙が負担する。
2. 年間広告宣伝費（年会費）の対象期間は4月1日を起算日として1年間とし、特約店契約の締結日が年度途中の場合、乙は初年度において次の計算式による年間広告宣伝費（年会費）を本契約締結後30日以内に甲の指定口座に納付する。納付に要する振込手数料等はすべて乙が負担する。初年度年間広告宣伝費（年会費）＝金3万円（税別）×当該契約月を含む初年度残月数/12
3. 契約期間中に本契約が解消された場合、事由の如何を問わず甲は受領済みの広告宣伝費を返還しない。

#### 第5条（販売状況等の報告義務）

1. 乙は甲に対し、組合員等に対する販売等の状況を当月末日締切、翌月20日までに報告しなければならない。
2. 乙は、乙における甲の担当者を定め、甲所定の書式をもって甲に届け出なければならない。乙において甲の担当者の変更が生じた場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

#### 第6条（手数料の納付）

乙が組合員等に対して販売等を行ったときは、甲に対し前条第1項に定める報告をした後、手数料として申請書記載の算定要領に基づき算出された金銭に消費税及び地方消費税を加算した額を当月末日締切、翌々月末日までに納付しなければならない。納付に要する振込手数料等はすべて乙が負担する。

#### 第7条（情報提供）

甲は、甲が運営するホームページ、甲が発行する「特約店ガイドブック」等の媒体を通じ、乙による販売等の情報提供に努めるものとし、乙は適宜必要な情報を提供して甲に協力するものとする。

#### 第8条（特約店の表示、シンボルマークの使用）

1. 甲は乙に対して、本契約期間中に限り、乙が「東京都弁護士協同組合特約店」の表示及び甲のシンボルマークを適切な方法で使用することを認める。但し、乙が上記の表示及びシンボルマークを使用するに際しては、甲に対してその使用方法、媒体等を事前に届け出て、甲の承諾を得なければならない。
2. 乙は、前項の表示（略称を含む）以外の類似した表示及び使用をしてはならない。
3. 乙は、本契約終了後、「東京都弁護士協同組合特約店」の表示及び甲のシンボルマークを一切使用してはならない。

#### 第9条（法令等の遵守）

乙は、販売等を行うに際し、法令及び甲の定める諸規定を遵守するものとする。

#### 第10条（個人情報の保護）

1. 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた組合員等に関する個人情報を秘密として厳重に管理し、相手方の承諾なしに使用せず、また、第三者に開示又は漏えいしないものとする。
2. 前項の義務は、本契約終了後も同様に残存するものとする。なお、乙は、本契約終了した場合、直ちに写し、複製等も含めすべての媒体に記録された組合員等に関する個人情報を適切な方法をもって消去しなければならない。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。
- (2) 自らの役員及び職員が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
  - ア. 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
  - イ. 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

#### 第12条（免責）

甲は、乙と組合員等の取引に関して係争を含めて一切その責に任じない。

#### 第13条（有効期間）

本契約の有効期間は令和6年 月1日から令和7年3月末日までとする。

但し、期間満了の2ヶ月前までに、甲又は乙から更新を拒絶する旨の書面による申し出変更、追加がない場合には、本契約はさらに1年間、同一の条件をもって更新されるものとし、以後も同様とする。

#### 第14条（契約解除）

1. 甲は、乙が本契約にもとづく金銭の支払いまたは第5条に定める報告義務を怠ったときは、相当期間を定めた催告のうえ、本契約を解除することができる。
2. 甲は、乙が次の各号の1つに該当する場合、甲は乙に対し何らの催告その他の手続を要せず、本契約を解除することができる。
  - (1) 前項の場合を除き、本契約条項のいずれかに違反した場合
  - (2) 第三者から差押、仮差押、仮処分等強制執行若しくは競売の申立、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
  - (3) 競売、破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあった場合
  - (4) 電子交換所の不渡処分を受けた場合又は支払停止若しくは不能状態にいたった場合
  - (5) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
  - (6) 組合員等からの苦情申立その他によって甲の特約店として相応しくないと認められる場合
  - (7) 行政上の処分を受けた場合
  - (8) 解散を決議した場合
  - (9) 会社組織、業態又は親会社の変更等経営に重大な影響を及ぼす行為があったと認められる相当の事由がある場合
  - (10) 第11条各号のいずれかに反する場合
  - (11) その他個別契約等に基づく義務の履行が期待できないと認められる相当の事由がある場合

第15条（準拠法）

本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。

第16条（管轄裁判所）

本契約に関連する争訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方（簡易）裁判所とする。

第17条（協議条項）

本契約に規定のない事項、又は、本契約の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

令和6年11月1日

東京都千代田区霞が関1-1-3  
弁護士会館14階

甲 東京都弁護士協同組合  
理事長 ○○ ○○

乙